

○ 17番（大久保もりひさ君） 通告の順に従いまして一般質問をいたします。

項目番号1、学校図書館活用教育の拡充について伺います。

(1)、本市における学校図書館活用教育の位置づけについて、市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 本市では、稲城エデュケーションプログラムにおいて、全ての学校が取り組む内容として、言語活動の充実、読書タイムの設定を示しております。学校図書館活用教育は、これらの学習活動を推進する上で欠かせない教育として位置づけております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 稲城エデュケーションプログラムに欠かせない教育として、学校図書館活用教育が位置づけられているとの御答弁でございました。今後策定が予定されております第二次教育振興基本計画にも位置づけるべきであると考えますが、学校図書館活用教育が、学力向上のための有効な手だてとして、学校経営方針の柱として位置づけられるように明記するべきであると考えます。そうすれば、各学校の校務分掌に司書教諭と学校図書館司書の役割等が明記されて、学校図書館活用教育の本格化につながる可能性が高くなるのではないのでしょうか。御所見を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 学校図書館活用教育は、学力向上のための有効な手だての一つであると考えております。本年度の校長研修会において、専門家を招いた学校図書館活用教育にかかわる研修会を実施しており、学校経営方針を受けて編成されます各学校の教育課程には、学校図書館活用教育を位置づけるよう求めているところでございます。また、司書教諭を校務分掌に明確に位置づけるとともに、いわゆる学校図書館司書も、配置に伴い、同様に対応するよう校長を指導しております。あわせて、第二次教育振興基本計画におきましては、学校図書館活用教育を明記することにつきまして、その策定の中で今後検討してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） (2)、司書教諭のための学校図書館活用教育研修会について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 学校図書館活用教育にかかわる司書教諭に向けた研修につきましては、その推進に向けて大切であると認識しており、本年度は年間4回の研修会を実施し、司書教諭の資質・能力の伸長を図っているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 平成24年度は4回研修会を実施されたということでございました。今後も継続していただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

私は、司書教諭の研修会の成果としまして、学校図書館活用教育にかかわる校内研修を司書教諭が中心となって実施することにより、学校図書館活用教育が校内に浸透していくのではないかと考えます。平成24年度の校内研修の実施校数を伺います。

また、学校図書館の力を生かして、学校図書館活用教育を本格化するためには、教育のプロである司書教諭と図書のプロである学校図書館司書による協働が不可欠であると考えますので、学校図書館司書の参加を認めるべきであると考えます。現状と今後の取り組み姿勢について伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 学校図書館の活用教育にかかわる校内研修を平成24年度に司書教諭が実施した校数は、小学校におきましては6校、中学校におきましては3校、合計9校でございます。

また、司書教諭と学校図書館司書との協働は不可欠でありまして、学校図書館司書の図書館活用教育にかかわる校内研修への参加は必要なことであると考えておりまして、現状におきましても、勤務に支障のない範囲で図書館活用教育にかかわる校内研修に参加させております。今後につきましても、勤務に支障のない範囲で研修への参加を考えてまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 平成24年度に司書教諭が校内研修を実施されたのが、小学校で6校、中学校で3校、合わせて9校であるということでしたが、ほかの小中学校8校につきましても、司書教諭による校内研修に取り組んでいただきたいと思います。今後の教育委員会としての取り組みについて伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 図書館活用教育にかかわる校内研修の実施につきましては、司書教諭や学校図書館司書を中心に、各学校の実態に合わせて実施するよう働きかけてまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、授業における学校図書館の活用拡大について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 平成20年に示されました現行の学習指導要領では、言語活動の充実が示され、そのために言語環境を整えることや、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図ることに配慮することと示されております。本市におきましても、学校図書館の活用拡大は言語活動充実のために必要なことであると考えており、学校図書館のさらなる活用拡大に努めるよう、今後も学校を指導してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 学校図書館の活用拡大につきまして、教育委員会が学校を指導するということがございましたが、各学校に配置されている司書教諭が中心となって進めることが学校図書館の活用拡大につながると考えます。そして、学校図書館司書が既に配置されている学校においては、学校図書館活用教育について学校内で協議するときには学校図書館司書が同席して、教員とは違った視点の図書のプロとしての意見や情報を提供していただくことによって、さらなる活用拡大が可能になるのではない

でしょうか。

私が2月6日に視察いたしました山形県の鶴岡市立朝陽第一小学校などで実施されております、パソコンルームにおける学校図書館活用教育をベースとした授業への学校図書館司書のサポートについても、導入するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 学校図書館の活用拡大に際して、司書教諭が中心となり進めていくよう、司書教諭を一層活用すること、そして学校図書館司書が配置されている学校におきましては、学校図書館活用教育にかかわる会議などにおいて学校図書館司書のアドバイスを参考とすることは大切であると考えております。また、学校図書館司書には、レファレンス機能の延長としまして、調べ学習への支援が期待されております。図書資料やデジタル資料といったものの活用方法などにつきましても、支援を職務と考えているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） (4)、学校図書館の適切な選書や廃棄などを実施するために、校内図書選定委員会を設置すべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 学校図書館の蔵書を適切に選書したり廃棄したりすることは、学校図書館活用教育の充実に向けて大切なことであると考えております。学校におきましては、全校に配置されている司書教諭を中心に、校内の複数の教員がかかわり、選書や図書の廃棄を行い、図書資料の充実を図っているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 市内の小中学校における過去3年間の選書と廃棄の実施の有無について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 市内小中学校において、過去3年間で学校図書館図書を購入しなかった学校はございませんでしたが、2校において、過去3年間、図書の廃棄が行われておりませんでした。

○ 17番（大久保もりひさ君） 平成19年度の福祉文教委員会の所管事務調査、学校図書館の整備と活用におきまして、市内の学校図書館の現地調査をさせていただきましたところ、除斥はされたのですが、廃棄等の最終処理がなされないまま積み上げられている多くの書籍を目の当たりにしました。現在、学校図書館司書が市内の小中学校に順次設置拡大されていく中で、毎年欠かさず図書の選書と除斥と廃棄等の適正処理を実施し続けることが、学校図書館活用教育のためにも大切であると考えます。過去3年間、図書の廃棄が行われなかった学校が2校あったとの御答弁でございましたが、私は、学校図書館司書が配置された学校においては、校内図書選定委員会を設置して、メンバーや役割を定める必要があると考えますし、学校図書館司書が配置されていない学校におきましても、司書教諭や意識の高い教員に委ねるのではなく、校長が先頭に立って図書

の選書と除斥と廃棄等の適正処理が行われる仕組みをつくるべきであると考えます。そうすれば、3年間も図書の廃棄が行われないということはなくなるのではないかと考えます。御所見を伺います。

○ 教育部参事(千葉正法君) 校内での選書や本の廃棄などを円滑に実施するために、例えば校内図書選定委員会などの設置、その必要性について、各学校に対して今後も啓発してまいりたいと思います。また、学校図書館活性化推進員の配置にあわせまして、それぞれの学校に働きかけてまいりたいと考えております。

○ 17番(大久保もりひさ君) (5)、稲城市教育センターへの学校図書館支援センター機能の設置について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事(千葉正法君) 学校図書館の機能の充実・強化を図るために指導・助言などを行う学校図書館を支援する機能を稲城市教育センターに設置することにつきましては、学校図書館活性化推進員配置事業とのかかわりの中で、稲城市教育センターに配置予定の研究主事等を活用するなど、検討してまいります。

○ 17番(大久保もりひさ君) 検討していただけるということですので、よろしく願いいたします。

さて、私が平成23年7月に視察させていただきました荒川区では、学校図書館支援室を設置して、各学校の学校図書館をサポートしておられました。本年1月に国土社から発刊されたばかりの「学校図書館から教育を変える」シリーズの「学校図書館の力を活かす」の中に、東久留米市立第三小学校では、校長先生が学校図書館経営顧問を外部から引っ張ってきて、学校図書館改革に携わってこられたことが紹介されていました。また、本年2月6日に視察させていただきました、日本一の学校図書館活用教育を実践されている山形県鶴岡市立朝陽第一小学校では、専任の司書教諭と学校図書館司書の協働による学校図書館活用教育が行われていました。山形県で唯一の専任司書教諭の加配ということでございましたが、本市においては、専任の司書教諭の加配は望めませんので、クラスや教科の担任をされている兼任の司書教諭にほかの教員や学校図書館司書と連携していただいて、学校図書館を活用した授業を実現していただきたいと思っております。本当に大変な仕事でございますが、子供たちの幸せを実現するために御尽力いただきたいと思っております。

ところで、現在、全ての小中学校に学校図書館は設置されています。また、本市においては、全校に司書教諭が配置されております。そして、学校図書館司書は、全校配置に向かって着実に進んでおります。次の段階として必要なことは、全ての教員が学校図書館活用教育に取り組むことができるようにするための組織的な仕組みづくりであると考えます。司書教諭が熱心で、学校図書館司書が孤軍奮闘、でも全校には学校図書館活用教育が広がっていかないということになってしまえば、学校図書館司書を配置した

効果が十分に出ないのではないのでしょうか。学校図書館の力を生かすための学校内の組織づくりについて、校長と司書教諭、学校図書館司書と一緒に考えてサポートする学校図書館支援センターとしての機能が、稲城市教育センターに求められていると考えます。再度御所見を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 学校図書館を活性化し、支援する機能につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、学校図書館活性化推進員の配置事業とのかかわりの中で、今後検討してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしく願いいたします。

(6)、学校図書館と公立図書館の物流体制の整備について、市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 学校図書館と公立図書館の物流体制につきましては、現在、利用の2週間前までに学校図書館からの申し込みを受け付け、毎週水曜日、木曜日及び金曜日に中央図書館から各学校に配送しておりますので、この物流体制を維持してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 現在の2週間前の予約といった物流体制を維持していくという非常にかたくなな御答弁でございましたが、学校図書館活用教育を推進していくためには、物流体制に関する課題や要望につきましては、司書教諭や学校図書館司書の意見を聞いて改善を検討していくべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 物流体制に関しまして、司書教諭と学校図書館司書の意見を聞くことにつきましては、現在、中央図書館の司書を出席させております学校図書館運営推進委員会などで意見を聞いてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (7)、団体貸し出し用図書の内容確認のために学校図書館司書が中央図書館を訪問することを業務として認めるべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 平成24年度稲城市学校図書館活性化推進員活用事業実施要綱には、学校図書館活性化推進員の職務内容としまして、外部機関との連携が定められており、団体貸し出し用の内容確認のための中央図書館訪問は業務としております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 業務として認められていない自治体もあると聞いておりましたので、確認させていただきました。既に業務として認められているという御答弁でございましたので、今後ともよろしく願いいたします。

(8)、学校図書館司書のさらなる活用による教員サポート機能の拡充について、市の見

解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 学校図書館活性化推進員——いわゆる学校図書館司書による教員支援機能の充実、各教科等における言語活動の充実を図る上でも、必要なことであると考えております。本市では今までも、稲城市立学校教育研究会に学校図書館司書が参加し、教員とともに教科指導の研究を行ったり、司書教諭の研修会である学校図書館運営推進委員会に参加したりするなど、教員との連携に努めております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 教員と学校図書館司書の連携を進めているとの御答弁でございました。教員サポート機能をさらに拡充するためには、教員と学校図書館司書との連携による授業の具体的な事例を全ての教員に対して情報提供をする必要があると考えます。御所見を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 教員と学校図書館司書とが連携した授業の事例の情報提供につきましては、教育研究推進校の研究報告会並びに学校図書館活用推進委員会での実践報告の機会を通しまして、広く情報提供をしているところでございます。今後につきましても、さまざまな機会を利用いたしまして情報提供をまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） (9)、学校図書館司書のスキルアップのための外部研修を出張業務扱いとするべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 学校図書館司書のスキルアップは、学校図書館活用教育充実の上で欠かせないものと考えております。出張扱いの外部研修としましては、稲城市立学校教育研究会及び学校図書館運営推進委員会があり、学校図書館司書のスキルアップを図っているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 今後ともよろしく願いいたします。

(10)、学校図書館司書のスキルアップと情報交換などのための連絡会の定期開催について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 学校図書館司書のスキルアップと情報交換のための連絡会の開催は、必要であると考えております。現状では、稲城市立学校教育研究会及び学校図書館運営推進委員会の中で、学校図書館司書同士の情報交換を実施しております。今後につきましては、現状の2つの会の持ち方を検討することで、より効果的なスキルアップや情報交換が可能となるよう努めてまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 学校図書館司書との連携を強化するために、中央図書館司書を同席させるべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 中央図書館の司書を同席させることにつきましては、現在、学校図書館運営推進委員会に中央図書館の司書を出席させております。今後につきましては、先ほどの答弁にもございましたように、2つの会の持ち方の検討内容を踏まえ、必要に応じて中央図書館の司書を出席させたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） では、続いて質問させていただきます。項目番号2、緑地保全のさらなる推進について伺います。

(1)、緑地保全に関する国の制度について。①、制度の名称と内容について伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 緑地の保全に関する国の制度でございますが、都市緑地法により、1として、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら緑地を保全する緑地保全地域制度、2として、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する特別緑地保全地区制度、3として、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する緑地協定制度、4として、土地所有者や建築物などの所有者と地方公共団体などが契約し、緑地や緑化施設を公開する市民緑地制度などがございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ②、本市において適用されている制度について伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 緑地の保全に関する国の制度の適用でございますが、これらの制度は、面積要件や、原則として指定継続が長年にわたることや、地域内の行為に一定の制限がかかることに対する土地所有者の御理解・御協力を得る必要があることなどから、現在のところ、本市において適用されている事例はございません。

○ 17番（大久保もりひさ君） ③、今後、活用を検討される可能性のある制度について、市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 今後、活用が可能な国の制度でございますが、都市における良好な自然環境となる緑地の保全が可能である特別緑地保全地区制度について、現在、稲城市初の特別緑地保全地区の指定を目指して、準備を進めているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 特別緑地保全地区の指定を目指しておられる地区があるとの御答弁でございましたが、具体的に、場所や今後のスケジュールなどについて教えていただけますでしょうか。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 特別緑地保全地区の場所とスケジュールでございますが、坂浜地区内の、現在キャンプ施設などとして利用させていただいております稲城ふれあいの森約6.2ヘクタールにつきまして、平成25年6月中の指定を目指して、準備を進めているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） (2)、緑地保全に関する東京都の制度について。①、制度の名称と内容について伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 緑地の保全に関する東京都の制度でございますが、1として、自然環境の保全や生物多様性の確保のための自然環境保全地域、2として、水源を涵養し、または多様な動植物が生息する良好な自然を形成することができる植林された森林がある地域で、その自然を回復し保護するための森林環境保全地域、3として、雑木林、農地、湧水などが一体となって多様な動植物が生息する良好な自然を有する地域で、その自然を回復し保護するための里山保全地域、4として、歴史的遺産と一体となった自然を有する区域で、その歴史的遺産とあわせて良好な自然を保護するための歴史的環境保全地域、5として、樹林地、水辺地などが一体となって自然を形成している市街地近郊の地域で、その良好な自然を保護するための緑地保全地域がございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ②、本市において適用されている制度について伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 東京都の制度につきましても、国の制度と同様、指定に当たっては、地域内の行為に一定の制限がかかることや、土地所有者の御理解・御協力を得る必要があることなどから、現在のところ、本市において適用されている事例はございません。

○ 17番（大久保もりひさ君） ③、今後、活用を検討される可能性のある制度について、市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 今後の東京都の制度の活用でございますが、市内において各種制度に適合する諸条件を備えた新たな保全地域に指定可能な地域が発生した場合、その活用について検討してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 先日の市議会公明党の代表質問におきまして、生物多様性地域戦略の素案検討について伺いましたところ、市内の生物多様性を確保するための基礎調査及び戦略の策定に取り組むものであるとの市長の御答弁をいただきました。2年間で基礎調査を行い、生物多様性地域戦略を策定するということは、東京都の各種制度を活用した緑地の保全についても検討することになる可能性があるということでした。



ようか。御所見を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 生物多様性地域戦略も参考にしながら、東京都と連携し、制度の活用が可能か、検討してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、本市の緑の基本計画の改定により見直された緑地保全の取り組みについて伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 平成24年3月に改定された緑の基本計画におきましては、これからの10年間に重点的に取り組んでいく施策として、緑の環の保全活用プロジェクト、身近な緑の拠点づくりのプロジェクト、新市街地の緑創造プロジェクト、駅前緑化プロジェクト、市民活動の支援と育成プロジェクトの5つを重点施策としております。これらの中で、緑地の保全に係る施策につきましても、実施方法や事業化スケジュールなどを具体的に示した行動計画に基づき、計画的に進めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 行動計画が重要であることがわかりましたが、緑地の保全に関する行動計画の策定状況について伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 緑地の保全に関する行動計画につきましては、自然環境保全地域の指定拡充を行うとともに、樹林地管理ボランティアの人材育成・組織化・活動支援を目指すこととしております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (4)、自然環境保全地域の指定・拡充について。①、現状について伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 自然環境保全地域の指定状況でございますが、平成23年度末で10カ所、約8.7ヘクタールを指定させていただいております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 指定された10カ所の中で、社寺・法人・個人などが所有されている地域はそれぞれ何カ所で何ヘクタールでしょうか、伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 平成23年度末までに指定させていただいております10カ所、約8.7ヘクタールにつきましては、財務省の所有地が1件、0.1ヘクタール、社寺所有地が7件、5.4ヘクタール、法人所有地が4件、2.2ヘクタール、個人所有地が5件、1.0ヘクタールとなっております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 個人所有地が5件で1ヘクタールということでした。それでは、②、課題について伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 自然環境保全地域の指定における課題でございますが、指定期間が長期間にわたることや、維持管理面での責務、建物の建築や樹木の伐採など、土地所有者の利用に一部制限がかかることなどについて所有者の理解を得る必要があることが考えられます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ③、今後の計画について伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 今後の自然環境保全地域の指定でございますが、平成31年度末までに8カ所、約7.6ヘクタールの追加指定を計画しているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 追加指定を計画しておられる8カ所の中で、国・社寺・法人・個人などが所有されている地域はそれぞれ何カ所で何ヘクタールでしょうか、伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 平成31年度末までに追加指定を計画している8カ所、約7.6ヘクタールにつきましては、財務省の所有地が1件、0.15ヘクタール、社寺所有地が1件、0.2ヘクタール、法人所有地が2件、0.25ヘクタール、個人所有地が16件、7.0ヘクタールとなっております。

○ 17番（大久保もりひさ君） こちらも、個人所有地は16件で7ヘクタールということでした。

(5)、特別緑地保全地域の指定について。①、特別緑地保全地域の指定について、市の認識を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 特別緑地保全地区の指定は、都市計画決定を行うことで緑地の恒久的な保全が確保され、豊かな緑を将来へと継承することが可能となる制度であると認識しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ②、特別緑地保全地域の指定により、緑地の保全を推進するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） この制度につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、現在、稲城市初の特別緑地保全地区の指定を目指して準備を進めているところでございます。特別緑地保全地区の指定を受けますと、指定された土地に対し

て、相続税の減額制度など、土地所有者に対しメリットがある反面、建物の建築や樹木の伐採など、一定の行為の制限が課せられるため、土地所有者の御理解を得る必要がございます。今後、新たな特別緑地保全地区の指定に当たっては、市の中でも、残す緑地としての優先順位も重要であると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 昨年の11月8日に特別緑地保全制度について視察させていただきました川崎市におきましては、個人の所有地を緑地として保全するためには特別緑地保全地区の指定を行うことが最も有効であるとの判断から、毎年着実に指定地区をふやしておられます。個人が所有されている自然環境保全地域、本市においては指定済みが5件、1ヘクタール、計画地が16件、7ヘクタールということでしたが、この自然環境保全地域は、相続が発生したときに売却されてしまう可能性が高いことから、特別緑地保全地域に指定することにより緑地の保全を行うべきであると考えます。御所見を伺います。

また、残す緑地の優先順位が重要であるとの御答弁でございましたが、私も全く同感でございます。川崎市では、現地調査をもとに、自然的条件・社会的条件・計画条件により緑地保全総合評価を行い、3段階のランクづけをして、その段階に基づき、土地所有者の理解と協力を得ながら、緑地保全施策を講じておられました。本市におきましても、優先順位をつけるための評価制度を定めるべきであると考えます。見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 特別緑地保全地区制度は、緑地の保全について有効な制度であることは認識しておりますが、先ほども答弁させていただきましたように、土地の使用に当たり一定の行為の制限が課せられることから、土地所有者の御理解を得ることが必要不可欠となります。市では、自然環境保全地域を指定する際には、4項目ある指定基準のどの項目に該当するか、自然環境保全審議会の委員が現地を確認し、土地所有者の意見を聞いた中で指定してまいりました。御質問にございます緑地保全に関する評価制度につきましては、川崎市などの先進自治体の制度を参考にして、導入について研究してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (6)、市街地内の緑地や隣接する緑地の保全を優先すべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 市街地においては、保存樹木の指定等により、現有する貴重な緑の保全に努めるとともに、公共施設の緑化や民間開発事業者への緑化指導などにより、緑の創出にも努めております。また、市街地内の緑地や隣接する緑地の保全につきましては、どのような手法がとれるか、検討してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ぜひ積極的に検討していただきたいと思います。

(7)、緑化基金制度について。①、本市における目的について伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 緑化推進基金につきましては、緑化推進を図る事業の財源として設置し、積み立てを行っているものでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ②、緑化推進基金の現状について伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 緑化推進基金の現在高につきましては、7億5,801万7,000円となっております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ③、今後の活用について、市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 緑化推進基金の活用でございますが、第四次稲城市長期総合計画では、民有緑地の保全について、緑化推進基金の活用も視野に入れるとしております。このことから、保全する優先順位の高い民有緑地の確保などに緑化推進基金の活用を図ってまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 緑地の保全に緑化推進基金を使う時期に来ていることは理解いたしますが、現在高が7億5,000万円～7億6,000万円という金額では、その土地を購入するしか緑地の保全はできないというときに限定するべきであると考えます。緑化推進基金を使用するルールづくりについて、市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 緑化推進基金につきましては、御質問にありますように、緑地を購入するしか保全の方法がないときに使用するなどの基金の使い方のルールづくりについて研究してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (8)、その他の緑地保全の手法について、市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 緑地保全の手法につきましては、緑の基本計画においてさまざまな施策が示されておりますが、そのほかの手法といたしましては、どの緑をどのような手法により保全していくのか、またどのような場所でどのような手法により緑化を推進していくのか、時代に即した実現可能な施策について、自然環境保全審議会の御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 自然環境保全審議会のメンバーの御意見を伺いながら検討していただきたいと思いますが、お隣の川崎市が積極的にさまざまな手法に取り組んでおられますので、ぜひ情報交換を行っていただきたいと思います。御所見を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 川崎市との情報交換でございますが、現在、多摩・三浦丘陵にわたる緑地の保全等を目的として、川崎市、稲城市を含む13自治体が連携し、多摩・三浦丘陵の水と緑の水景に関する広域連携会議を組織しております。そのような中で、稲城市の緑地保全の参考となるよう、隣接する川崎市との積極的な情報交換に努めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしくお願ひいたします。

項目番号3、よみうりランド通りの矢野口橋交差点の交通安全対策について伺います。平成22年第4回定例会の一般質問で、よみうりランド通りについては、大型ショッピングセンターの開店により、横断歩道や信号機が設置されていない矢野口橋の南側のよみうりランド通りを横断する人が多くなり、交通事故の危険性が高まっておりますので、矢野口橋交差点の南側への信号機と横断歩道の増設を要望いたしました。

(1)、矢野口橋交差点における信号機に対する市民の声について伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 矢野口橋の南側に信号機と横断歩道を新設する、市民の方から市への御要望につきましては、直近で把握している範囲では、1件でございました。

○ 17番（大久保もりひさ君） (2)、矢野口橋交差点における信号機と横断歩道のあり方について、市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 矢野口橋の南側には現在信号機と横断歩道は設置されていない状況ですが、矢野口橋の北側には信号機と横断歩道が設置されておりますので、市といたしましては、横断する歩行者の安全性は確保されていると考えております。しかしながら、横断する歩行者の利便性を考慮いたしますと、矢野口橋南側にも信号機と横断歩道は必要であるものと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、本市と多摩中央警察署の協議状況について伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 本箇所の信号機と横断歩道の設置につきましては、多摩中央警察署に継続的に要望を行い、協議を実施してまいりました。その上で、多摩中央警察署から、東京都内の信号機及び横断歩道の設置を決定しております東京都公安委員会に対して、信号機及び横断歩道の設置の上申を行っていただきました。しかしながら、北側の既設信号機との距離の近さなどから、設置は困難であるとの見解のようでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） (4)、課題について伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 矢野口橋交差点の南側への信号機の新設につきましては、東京都公安委員会の見解である、北側の既設信号機との距離が近過ぎることが課題と考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (5)、矢野口橋交差点の南側への信号機と横断歩道の増設を早期に実現するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 市民の利便性の向上の観点から、市といたしましては、御質問の矢野口橋南側に信号機と横断歩道が新設されるよう、引き続き多摩中央警察署に粘り強く要望してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ここまでの御答弁を伺いまして、本市の考え方と地域住民の考え方が一致していることが確認できました。また、これまでも、住民の立場に立って多摩中央警察署に継続的に要望を行い、協議も行ってきたこともわかりました。そして、今後においても、多摩中央警察署に粘り強く要望するとの御答弁でしたが、現場を御存じない東京都公安委員会が、既設信号機との距離が近過ぎると判断されていることから、現場の状況をよく理解していただくことが必要なのではないのでしょうか。土曜日や日曜日の午前中のよみうりランド通りは、大型ショッピングセンターに出入りする車両で渋滞しております。その間を縫うように信号機や横断歩道がない矢野口橋の南側を横断する人たちの姿を直接ごらんいただいて、すぐに対策をとらなければ大事故が起きてしまうことを御理解いただく必要があると考えます。公安委員会に危機感を伝えるために、土曜日や日曜日の午前中のよみうりランド通りが渋滞しているときに、矢野口橋付近の危険な状況をビデオ撮影して、映像を見ていただくことを検討してはいかがでしょうか。

また、別の視点で考えますと、例えば交差点としての構造を矢野口橋全体で一つとみなすことはできないのでしょうか。車両を矢野口橋の手前で停車させるように停止線を引いて、矢野口橋の中に停車させないようにすれば、歩行者は安心して横断することができますので、あくまでも歩行者を優先とした交差点に改善するように要望するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 多摩中央警察署が矢野口橋への信号機設置を東京都公安委員会に上申した際に、よみうりランド通りの土曜日・日曜日の交通状況についても東京都公安委員会に報告したと伺っております。また、市といたしましては、今後、南山東部土地区画整理事業の進捗により、よみうりランド通りも整備されますので、市民の利便性や車両の円滑な交通環境とするため、矢野口橋の南側にも信号機は必要と考えますので、繰り返しとはなりますが、引き続き多摩中央警察署に要望してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） よくわかりました。私たちも、地域の住民の方々とよ

く協議いたしまして、今後は直接東京都に要望することも視野に入れて行動していきたいと思えます。

項目番号4、空き家等の適正管理による市民の安全で安心な生活の確保について伺います。近年、空き家の不完全な管理により、近隣住民が不安を抱えていることや、迷惑を受けているとの声を聞くようになりました。最近では、空き家の所有者に管理を求めたり、撤去を命令したりする空き家対策条例を制定して、空き家等の適正管理を促す自治体がふえています。

(1)、空き家等による苦情の相談件数を部署別・内容別に伺います。

○ 生活環境部長（鈴木秀治君） 環境課に寄せられた直近で確認できる空き家に関する苦情の相談件数は5件となっております。内容につきましては、繁茂した庭木や雑草など、敷地内の整理整頓に関するものが4件、動物がすみついているのではないかとの問い合わせが1件となっております。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 消防署へ寄せられました相談件数につきましては、直近の5年間で4件の相談があり、内容は、空き家への人の出入りやごみの放置など、火災危険を危惧したものが3件と、強風時における物品の飛散危険に関する相談が1件ございました。

○ 17番（大久保もりひさ君） 2つの部署で直近の相談が9件あったという御答弁でございました。

(2)、空き家等による苦情の相談窓口について伺います。

○ 生活環境部長（鈴木秀治君） 空き家による苦情の相談窓口でございますが、庭木や草木の繁茂といった空き家の敷地内の環境管理に関する相談につきましては、環境課が窓口となっております。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 空き家などによる苦情の相談窓口でございますが、火災予防の観点から、空き家への人の出入りや可燃物の放置など、放火等の火災危険についての相談につきましては、消防署予防課が窓口となっております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私は、今からちょうど2年前でございますが、近所の空き家に可燃物が放置されている上に、誰でも自由に出入りできる状態になっていることから、放火やたばこの火の不始末等による火災の危険を感じるので対処してほしいとのご相談を受けまして、消防署に御相談いたしましたところ、少々時間はかかりましたが、消防署の粘り強い行動で解決していただきました。ほかにも、ごみ屋敷の相談や、長期間空き家になっていることそのものが心配であるなどの御相談を1年間に1～2件程度受けております。御答弁では、相談窓口は消防署予防課と生活環境部環境課の2カ

所に分かれているということですが、市内の空き家の戸数と、長い間居住者不在で建物や敷地の適正な管理が行われていない空き家の把握はどちらの部署が行われているのでしょうか、伺います。また、空き家の戸数の実態についても伺います。

○ 生活環境部長（鈴木秀治君） 長い間居住者不在で建物や敷地の適正な管理が行われていない空き家の把握につきましては、担当課に苦情や相談が寄せられたものは、担当課が現場で対応し、その実態を把握しております。現時点では苦情や相談が少ないことから、空き家の戸数全体の実態は把握しておりません。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、苦情の相談を受けた空き家等の所有者に対する指導方法について伺います。

○ 生活環境部長（鈴木秀治君） 環境課では、苦情を受けた後、職員が現場の確認を行い、必要に応じ、空き家の所有者に対し連絡をとり、所有者に敷地内の庭木などの整理整頓と近隣住民への配慮をお願いしております。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 所有者に対する指導でございますが、相談者から相談内容を聴取後、現場調査を実施し、火災危険がある場合は、所有者に火災の危険性について説明を行い、火災予防条例に基づき、部外者が建物へ出入りできない措置などの改善指導を行っております。

○ 17番（大久保もりひさ君） これまでの改善指導や要請に対する効果や結果について伺います。また、消防署予防課と環境課、そして都市景観を所管する都市計画課や、空き家等の情報を掌握するためには欠かせない自治会を所管している総務課、また商店や農家等から情報を得ることが可能な経済課などで情報共有して空き家等の情報を把握した上で、多摩中央警察署とも連携して、空き家等の所有者に対する指導を行い、適正管理を促して、市民の安全で安心な生活を確保するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 生活環境部長（鈴木秀治君） これまでの改善指導や要請に対する効果や結果につきましては、所有者などが判明し、すぐに対応していただけたところでは、効果が出たものと考えております。一方、所有者が近隣に住んでいないなど、すぐには対応していただけないところにつきましては、不法侵入や近隣に迷惑をかけているなどの実情があるような場合は、警察とも連携を図るよう努めてまいります。

なお、そこまで至っていないような状況につきましては、所有者に適正な管理をお願いするとともに、関係部署と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (4)、空き家の所有者に管理を求めたり、撤去を命令し



たりする空き家対策条例を制定するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 総務部長（渡邊知明君） 市では、火災予防条例において、空き家の所有者などは、空き家への侵入防止、周囲への燃焼のおそれのある物件の除却等の措置を講じなければならないと規定しております。また、東京都では、管理が不完全で、老朽化が著しく、保安上危険であり、衛生上有害である建築物に対して、特定行政庁として、建築基準法第10条に基づき、建築物やその敷地の所有者等に除却や修繕、使用制限など、必要な措置を命ずることができることとなっております。市では、さきにお答えしましたように、火災予防や環境の観点から対応に取り組んでいますので、条例制定については、市内の状況も踏まえて、必要性などを研究してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 空き家対策条例の第1号は、埼玉県所沢市であります。私は1月21日に視察させていただき、さまざまな具体的な事例を紹介していただきました。所沢市では、管理が不十分な空き家の所有者に適切な措置をとるように勧告や命令を行い、従わない場合は所有者の氏名と住所を公表する規定も盛り込んだ条例を平成22年7月に制定し、勧告により18件が、命令により3件が自主撤去に応じるなどの効果があったということでした。

御答弁では、建築基準法による空き家等の適正管理についても述べられておりましたが、日本経済新聞出版社が昨年6月に発刊した「空き家急増の真実」によりますと、建築基準法や景観法などの既存の法律では、撤去させるまでの強制力はないということでもあります。そこで、景観関連や環境関係の条例により空き家の強制撤去に取り組む自治体が出てきたそうでもあります。その第1号は、平成16年10月に施行された北海道ニセコ町のニセコ町景観条例です。この条例は、行政代執行を規定しています。最近の空き家対策条例は、所沢市や足立区の足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例のように、空き家の切迫した危険性を取り除くという観点から規制しているという点で、景観関係や環境関係からアプローチする条例とは大きく違ってきます。各自治体で所沢市や足立区と同様の条例制定が続いており、この4月の予定を入れますと、100近くの自治体が条例を制定されるようでもあります。本市におかれましては、条例制定についてはすぐには取り組まれないようでございますが、まず空き家対策の窓口を一本化して、現状把握や課題を整理した上で、空き家等の適正管理による市民の安全で安心な生活の確保に取り組むべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 総務部長（渡邊知明君） 現在の窓口は、防火の部分ですと消防署予防課、環境の部分ですと環境課と2カ所の窓口となっておりますが、本市の特徴でもある消防本部も市単独で設置されておりますので、両課の連携により、適切な指導に取り組めるものと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 空き家の適正管理は、今後必ず大きな課題になると考

えます。今後の前向きな取り組みを期待します。

項目番号5、迅速かつ正確に災害情報を市民に伝達するための取り組みについて伺います。総務省は現在、安心・安全公共コモンズの普及・促進を図っており、既に運用している自治体があります。避難所情報、避難勧告・指示、その他さまざまな災害に関する情報に住民がいつでもどこでもアクセスできるように、Yahoo! JAPANとの災害協定を締結している自治体もあります。稲城市地域防災計画には「ソーシャルメディアなど新たな情報提供ツールの活用により、住民への情報提供を推進する」と記載されています。

(1)、市民への迅速かつ正確な災害情報の伝達手段について。①、現状について伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 市民への迅速かつ正確な災害情報の伝達手段の現状につきましては、同報系の防災行政無線と稲城市メール配信サービス、緊急速報メール、市ホームページやツイッターでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ②、課題について伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 課題といたしましては、防災行政無線では、放送内容が聞き取りづらい地域があり、またメール配信サービスでは、発災時における通信手段の機能低下などから情報伝達のおくれなどが課題であると認識しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 課題はよくわかりました。防災行政無線のデジタル化を行う際に、双方向通信による情報伝達の強化を図るとともに、行政掲示板による文字情報の表示による情報伝達の確実化を検討するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 防災行政無線のデジタル化に伴う双方向通信や文字情報につきましては、ツイッターやデジタルMCA無線機を避難所などに配置し、情報連絡体制の強化を図っております。今後も、多様な情報伝達手段の検討を行い、迅速かつ正確な連絡体制に努めてまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） (2)、自治体間における災害情報の共有について。①、現状について伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 自治体間の災害情報の共有手段としましては、東京都防災行政無線システムの端末となりますファクス・防災電話を活用した通信ルートを確認しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ②、課題について伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 東京都の防災行政無線につきましては、多重無線回線及び非常電源を確保しており、東京都及び都内の自治体との通信ルートを確保しております。課題としましては、相互応援協定を締結しております自治体などへの連絡体制でございますが、衛星電話及びMC A無線を活用した情報連絡体制の構築に努めてまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、公共情報コモンズの活用やYahoo! JAPANとの災害協定などに積極的に取り組むべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 大規模災害時に被害を最小限に抑えるためには、避難勧告などの災害情報を住民に迅速かつ的確に伝えることが重要であることから、総務省では、自治体などが発信する災害情報をテレビやラジオなどの事業者と結ぶ安心・安全公共コモンズを提言し、災害などの情報を共有するサービスであります公共情報コモンズの全国普及に取り組んでいることから、東京都の動向を踏まえ、調整してまいります。また、Yahoo! JAPANは、災害時にインターネットを活用した避難所情報や災害に関する情報などを迅速に行う環境整備とあわせ、各自治体との災害協定の締結も進めていることから、この災害協定につきまして検討してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 検討していただけるということですので、早期の実現を期待しております。

項目番号6、市民の救急外来を断らない市立病院を目指すことについて伺います。けさほど、埼玉県久喜市で119番通報した高齢男性が、県内外の25病院から計36回救急受け入れを断られ、約3時間後に到着した県外の病院で死亡したとのニュースがございました。本市におきましても高齢者数がふえてきておりまして、市立病院は市民の救急受け入れを断らない病院になってほしいとの住民の声をたくさん聞いておりますので、要望するものであります。

(1)、平成24年の時間外受診数と救急搬送患者数と、近年の動向について伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 平成24年の1年間におきまして当院で受け入れた時間外受診者数と救急搬送患者数につきましては、時間外受診者数が8,976件、救急搬送患者数が1,463件となっております。ここ数年の推移を見ますと、時間外受診者数の最多は平成21年の1万2,216件、救急搬送患者数の最多は平成22年の2,196件となっておりますが、各年度により増減がございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） (2)、平成24年の救急外来を断らざるを得なかった状況について伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 当院は、第二次救急の役割を担う医療機関として、地域の要請に応じております。救急外来を断らざるを得ない状況につきましては、当院における入院適用でない場合と、入院患者の容体急変に当直医師が当たっている時間帯の救急受け入れでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） もう少しわかりやすく、具体的な例を挙げて説明していただけないでしょうか。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 医療の専門化といたしまししょうか、細分化といたしまししょうか、御案内のとおり、内科については呼吸器・循環器・消化器、それから腎臓・代謝・内分泌・神経と細分化されております。そういったことの中で、まず救急患者さんが訴える症状を聞いたときに、これは直ちにより専門的な医師の管理下に置いたほうが良いと判断したときには、断らざるを得ないということがございます。それから、繰り返しになりますが、入院患者さんの症状が重篤になった場合、ケースによっては長い時間救急をとめざるを得ない状況が出てくるということでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、救急医療の課題について伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 救急医療の課題につきましては、医師の確保が難しく、非常勤医師を活用している状況があり、大きな経費がかかることが挙げられます。また、緊急性の低い軽症の患者さんが救急外来を利用する、いわゆるコンビニ受診の増加などがあり、限られた医療スタッフでは、対応に苦慮するケースもございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） コンビニ受診への対策はどうなっていますか。ホームページにコンビニ受診を控えるように掲載している自治体がございます。患者さんや患者さんの保護者などの住民が中心となって、地域の中核病院を守るための活動をされている団体もあります。例えば、私の出身地であります兵庫県西脇市の西脇市立西脇病院の西脇小児医療を守る会や、兵庫県立柏原病院の小児科を守る会などが有名であります。

市立病院における患者さんや患者さんの保護者などにサポーターになっていただくための取り組みは進んでいますか。広報いなぎの2月15日号に「市立病院産科講座のご案内」として、エッグクラブと稲城SUN GOクラブが紹介されておりました。こういう取り組みにより患者さんやその御家族との信頼関係を築いていくことも、市立病院のサポーターづくりにつながると考えます。積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、市内の幾つかの団体が市立病院の医師に対して個別に依頼して出前講座を開催したところ、大変好評であったと聞いていますが、医師や看護師、コメディカルスタッフなどによる市立病院が企画する出前講座の検討は進んでおりますか。

また、市立病院が企画された助産師さんの出張講座は、教育委員会との連携によって実現しましたか。

ところで、第3回オープンホスピタルデイが実施されました。オープンホスピタルデイは、市立病院と健診センターをよく知ってもらい、将来の医師や看護師などを目指す人材発掘のために効果があると思いますし、直接的ではございませんが、コンビニ受診を減らすことにもつながると考えます。職員の皆様の御負担は大変大きいと思いますが、これからも継続していただくことを望むものであります。

さまざまな例を挙げましたが、コンビニ受診を減らして、緊急性の高い市民の患者さんを受け入れていただくために、考えられるあらゆる方法に取り組んでいただきたいと思います。御所見を伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 当院は、二次医療機関としての役割を担いながら、夜間におきましては一次救急の受け入れも行っている状況でございます。そういった中で、ただいま議員がおっしゃったような取り組みは全て実現しているところでございます。市民の方と一緒にいくさまざまな事業、そうした一つ一つの機会を捉えて、病院の現状とか救急医療の現状などをお伝えしていければいいかと思っているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） (4)、内科・小児科・産婦人科において、市民の救急外来を断らないために必要と考えられる医師と看護師等の体制と年間経費について伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） さきにお答えいたしましたとおり、当院では、第二次救急の指定病院としての使命を果たすために、救急患者をできるだけ断らないことを目指しております。救急患者を断らないようにするためには日中の外来体制に近い体制が必要であり、そのためには大きな経費がかかるものと試算しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 夜間・休日の救急患者を断らないようにするためには日中の外来体制に近い体制が必要であるという御答弁でございましたが、現実問題として、それはちょっと不可能かということは、私にもわかります。

本年2月5日に山形県の鶴岡市立荘内病院を視察させていただきました。鶴岡地区においては、荘内病院が最後のとりでであるということで、この病院が救急患者を断ったらその患者さんの死につながるおそれがあるということから、鶴岡地区医師会の個人病院の医師が日曜・祭日と平日の夜間診療を、市が運営している総合保健福祉センター内の鶴岡市休日夜間診療所において当番制で実施しておられました。そして、その医師の皆さんの顔写真と氏名が敬意を込めて荘内病院の受付ホールに掲示してありました。その鶴岡市休日夜間診療所の開設以来、鶴岡市立荘内病院の救急外来の人数は減ってきているということでございまして、効果があるということでした。

市立病院において市民の救急患者全てを受け入れることは不可能に近いという御答弁でございましたが、市立病院は二次救急指定病院ですので、市民の救急患者の中でも、

入院や手術を必要とする方については断らないで済むように、医療体制を整備するべきではないでしょうか。御所見を伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 受け入れを断らない医療体制の整備につきましては、先ほども申しあげましたように、医療スタッフの確保の問題や経営面での問題などから、当面は、風通しのよい病病連携などを活用し、当面の体制で努力していきたいと考えているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） (5)、内科と小児科と産婦人科については、市民の救急外来を断らない市立病院を目指すべきであると考えます。病院長の見解を伺います。

○ 市立病院長（北井啓勝君） 当院は、市民の皆様が健康で安心して暮らせるよう、地域の中核病院としての役割と自治体病院としての使命を果たすべく、第二次救急医療機関として地域の要請に対応しておりますが、救急医療の充実は重要課題であると認識しております。今後も、夜間・休日の救急外来におきましては、内科系・外科系・小児科・産科の4科体制を堅持し、市民の皆様が安心して救急受診ができますよう、医師と医療スタッフの協力・連携のもとに、安定した救急患者の受け入れ体制を構築していくことに努めてまいります。どうぞ引き続きましての御支援と御理解をよろしくお願い申し上げます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私は、市立病院のあるべき姿を自分なりに整理したいと考えて、各地の公立病院やモデルと言われる病院、そして地域医療についても視察を行ってきました。病院経営に関する書籍も読みました。例えば、角川フォレストが発行している「『いい病院』への挑戦」では、オンリーワンの要素を持った病院がいい病院としながらも、公立病院の限界を示していました。日本医療企画が発行している「暴かれた地域医療の実像」には、公立病院の休止を回避できなかった原因の一つとして、議会や議員の医療への無知・無理解・不勉強と、その公立病院を何とか守ってきた病院長への議員の暴言問題について、具体的かつ詳細に描かれていました。北井病院長におかれましては、稲城市議会はそのような議会ではございませんので、安心していただいて、患者の皆様が信頼していただけるように、安定した病院運営に全力を尽くしていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

ところで、秀和システムが発行している「病院業界の動向とカラクリがよ〜くわかる本」には、「医療施設経営安定化に向けて」の項目に、一般の急性期病院よりもケアミックス病院や療養型病院のほうが医業利益率は高い傾向にあると記載されておりました。救急医療の充実が重要課題であるとの認識を示していただきましたが、今後、例えば市立病院を急性期と慢性期医療の両方の機能を持つケアミックス病院に転換することや、緩和ケアやターミナルケア機能を付加することなどの医業利益率を高める方法に取り組んで、不採算部門である救急医療を補完することは考えられないのでしょうか。病院長の

御所見を伺います。

○ 市立病院長（北井啓勝君） 高齢化が進む中、慢性期医療、緩和ケアやターミナルケアの需要が高まっている状況は認識しているところでございます。しかしながら、当院は、医療資源が不足している南多摩医療圏内において、地域の中核病院として急性期医療を担う役割があります。また、公立病院として、民間の医療機関では提供が困難な周産期医療・小児医療・救急医療などの不採算になりやすい医療を提供することの役割があります。こうした病院の地域における重要な使命から、現時点では、急性期医療と慢性期医療の両方の機能を持つケアミックス病院に転換することや、緩和ケアやターミナルケア機能を付加することは考えておりません。なお、今後、国が描いている医療・介護機能のイメージを見据えて、動向を注視してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） ありがとうございます。お考えはよくわかりました。  
(6)、本市唯一の公立病院としての使命の重要な柱の一つである救急医療をしっかりと確保するためには、一般会計の負担がふえることもやむを得ないと考えます。市長の見解を伺います。

○ 市長（高橋勝浩君） 市立病院の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するために、一般会計からの負担金の内訳に救急医療の確保に要する経費がございまして。現在、内科系・外科系・産婦人科・小児科の4科体制における人件費など、必要な経費について毎年度繰り出しを行っており、今後も繰り出し基準に沿った繰り出しを行ってまいります。また、病院開設者としたしましては、地方公営企業法等に定める経営に関する基本項目である独立採算性の原則を堅持しながらも、企業性と公共性のバランスを考慮し、効率的な経営を目指すことが必要であります。今後も、実態に即した負担金の確保を図ってまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 市長のお立場ではそのような御答弁になるのは理解できますが、市立病院の重要課題の一つである救急医療を充実させるためにはさらに財源が必要になることは明らかですので、他の部門や事業で収益を上げることにより不採算部門である救急医療を補完することを検討するべきであると考えます。

先ほど取り上げました「病院業界の動向とカラクリがよ〜くわかる本」には、医業外事業の動向の項目に、医業外事業の中で健診センターや附属診療所などの売上高が大きくなっており、収益向上に貢献しているところが多くなっていると記載されています。市立病院が医業外事業として、経営安定化の視点においても、健診センターや病児保育室を設置されたことを評価するものであります。今後さらに健診センターの利用者をふやし、収益を向上させるために、20歳から40歳未満の方々と同様に、40歳以上の稲城市国民健康保険の加入者が、自主的に人間ドックを受診した場合にも、その検査にかかった費用の一部を助成することを検討するべきであると考えます。

40歳以上の稲城市国民健康保険の加入者からは、人間ドックを受診したいが、高価なために継続受診できないとの声を聞いております。私もサラリーマン時代は1万円の自己負担で人間ドックを受診していましたが、健康保険組合の中には人間ドックの検査費用の一部を助成しているところが多数あるようでございます。稲城市国民健康保険の加入者の中で人間ドックの受診者がふえれば、市立病院の収益が上がるだけでなく、健康プラザとの連携による疾病予防事業がさらに充実するでしょうし、予防医療の効果により医療費が抑制されて、最終的には稲城市国民健康保険の支出の削減につながる可能性があると考えます。御所見を伺います。

○ 市長（高橋勝浩君）　さまざまな面から病院の経営について御心配をいただいているということについては、大変御礼を申し上げたいと思います。何分にも、公立病院の果たす役割等を考えますと、必ずしも経費効率だけを追求するわけにはいかないということはもちろんあるわけですが、ベースとしては、当然、まず病院の経営がしっかり安定することが大切な問題だと思っております。単に二次医療圏としての公立病院、地域の中核病院という責任を果たすだけではなくて、健診センターあるいは病後児保育といったものも含めて、医療の周辺環境も整えながら、皆さんに選択していただけるような病院というものにしていかなければいけない。まずはそれが第一であります。あわせて、医療部門については、昨今保険診療の構造的問題があって、あるいは保険の制度上の問題があって、患者さんの数が伸びればそのまま収益が上がるという構造にもならなくなってきているということがあります。また、公立病院については、一定の枠がありまして、差額ベッド等についても、設置の数に民間病院とは違って厳しい規制があるということで、同じことをやっても収益が上がらないような体制になっておりますので、努力イコール経営環境にはなかなか結びつかないわけでありまして。今回の健診・外来棟、健診センターの設置のコンセプトの一つとして、医療だけではなくて周辺業務を含めて経営環境を改善するということが大きな柱となっておりますので、引き続きこの辺をやっていくとともに、さらには健康プラザの医療外の分野とも連携して、そういったトータルでの信頼性、それによって皆さんが稲城市立病院を選択していただくような施策を打っているわけでありまして。

御提案の人間ドックなどの補助ということも一つのお考えだと思っておりますが、今御提案いただいた国保の人間ドックを拡充なりするというのは、またちょっと次元が違う問題であるかと思っておりますので、これはこれで別途検討したいと思っております。仮に稲城の国保の中に人間ドックの助成制度を拡充して、それによって稲城の健診センターを選択していただくと、そこにお金が回れば、健診センターそのものの収益はふえるわけでありましてけれども、イコール稲城の国保からお金が回るということなので、全体として見ると、あくまで稲城市の中の会計間でお金が動いているというだけなので、決して稲城市全体の収益増にはつながらない部分もあります。今後とも健診センター等については、外貨を稼ぐという言い方はよろしくないのかもしれませんが、より市外の方からも人間ドック・健康診断を受けていただく。そのことがトータルでは稲城全体の収益向上につなが



るかと思しますので、その部分では当然推進していきたいと思いますが、なお、稲城の国保の中での人間ドックの増強等については、周辺市の国保の状況等も見据えながら、今後検討してまいりたいと思っております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 非常に丁寧に御答弁いただきまして、ありがとうございました。開設者としての市長のお考えもよくわかりました。それを踏まえまして、今後、私もまたしっかり勉強して、必要とあれば、またさまざまな提案もさせていただきたいと思っております。また、北井病院長、お忙しい中をお越し頂きまして、まことにありがとうございました。これからはしっかり支援していきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。